

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(労働金庫及び労働金庫連合会におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二条 標準的手法採用金庫(第●条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適用であるかどうかを判断するための基準(以下「新労金告示」という。))第一条第九号に規定する標準的手法採用金庫をいう。以下同じ。)は、TLAC規制対象会社(新労金告示第一条第七十九号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下同じ。)のその他外部TLAC調達手段(新労金告示第一条第八十号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下同じ。)と法的又は経済的に同順位である商品(その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。次項において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。)のうち、当該TLAC規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日(以下「TLAC規制適用日」という。)までに発行されたものであって、

当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新労金告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 内部格付手法採用金庫（新労金告示第一条第二号に規定する内部格付手法採用金庫をいう。以下同じ。

）は、国内T L A C規制対象会社の同順位商品のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新労金告示第一百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（労働金庫及び労働金庫連合会におけるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

第三条 標準的手法採用金庫は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部T L A C調達手段（次に掲げるものを含む。次項において同じ。）に限り、新労金告示第四十七条の四の二第二項の規定を

適用しないことができる。

一 償還期限の定めがある場合において償還期限までの期間が一年に満たなくなったもの

二 規制金融機関（新労金告示第一条第三十六号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、
その他外部TLAC調達手段に相当するもの

三 新労金告示第一条第八十三号に規定する特例外部TLAC調達手段

四 前二号に掲げるものうち第一号に該当するもの

2 内部格付手法採用金庫は、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段に限り、新労金告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。